

広情個審第92号  
令和2年1月7日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年11月9日付け広中市第188号及び同年12月20日付け広中市第250号、第251号、第252号、第253号、第254号、第255号、第256号、第257号並びに第258号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第185、188～196号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成28年11月9日付け広中市第188号の諮問事案（諮問第185号事案）  
平成28年9月8日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月16日付け広中市第118号で行った公文書部分開示決定に対する同月26日付け審査請求
- ② 平成28年12月20日付け広中市第250号の諮問事案（諮問第188号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第170号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ③ 平成28年12月20日付け広中市第251号の諮問事案（諮問第189号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第171号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ④ 平成28年12月20日付け広中市第252号の諮問事案（諮問第190号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第172号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ⑤ 平成28年12月20日付け広中市第253号の諮問事案（諮問第191号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第173号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ⑥ 平成28年12月20日付け広中市第254号の諮問事案（諮問第192号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第174号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ⑦ 平成28年12月20日付け広中市第255号の諮問事案（諮問第193号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第175号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ⑧ 平成28年12月20日付け広中市第256号の諮問事案（諮問第194号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第176号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ⑨ 平成28年12月20日付け広中市第257号の諮問事案（諮問第195号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第177号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求
- ⑩ 平成28年12月20日付け広中市第258号の諮問事案（諮問第196号事案）  
平成28年9月26日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広中市第178号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月17日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記10件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定はいずれも妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った本件開示請求について、上記公文書部分開示決定を取り消し、特定の個人が識別できるものを除くすべてを開示せよ。

### (2) 審査請求の理由

#### ア 諮問事案①

申請期間が開示とされているが、これについて理由がない。

指定学校や申請学校についても、それだけで特定個人の識別ができるものではなく、個人の権利利益を害するものではない。

また、指定学校変更の妥当性や今後の改善策を考えるうえで必要なもので、公益性が高く開示すべきである。

#### イ 諮問事案②～⑩

開示しない部分について、個人の氏名 住所 性別 生年月日などと書かれているが、それ以外も不開示となっている。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

開示しなかった情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが可能となるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると考えられるため、条例第7条第1号の規定により不開示とすることが適当であると判断したものである。

## 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

### (1) 審査の併合について

諮問第185、188～196号については、請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

## (2) 条例第7条第1号該当性について

請求人は、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち、特定の個人が識別できる情報（以下「特定個人識別情報」という。）を除く全てを開示するよう求めている。

本件不開示部分には、個人の氏名、住所、性別、生年月日等の戸籍的事項に関する情報のほか、申請期間や指定学校及び申請学校の情報（以下「申請期間等の情報」という。）が記載されているところ、申請期間等の情報は、特定個人識別情報ではないが、公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人を識別することが可能になることから、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が本件開示請求に対し、部分開示とした決定はいずれも妥当である。

## (3) 条例第9条の裁量的開示について

ア 条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第4号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

イ 請求人は、特定の個人が識別できるものを除く全てを開示すべきであるとした上で、指定学校変更の妥当性や今後の改善策を考えるうえで必要なもので、公益性が高く、公開すべきである旨主張していることから、申請期間等の情報について、条例第9条に基づき、公益上特に必要があると認めて裁量的開示を行うよう求めているものと解される。

ウ しかしながら、本件開示請求について、個人の権利利益を害するおそれがあることから不開示としている申請期間等の情報を、当該利益を侵害してまでも開示すべき公益上の必要があるとは認められないことから、実施機関において条例第9条に基づく裁量的開示を行うことが適当と解することはできない。

## (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H28・11・9	広中市第188号の諮問を受理 (諮問第185号で受理)
H28・12・20	広中市第250、251、252、253、254、255、256、257、258号の諮問を受理 (諮問第188、189、190、191、192、193、194、195、196号で受理)
R1.9.20 (第1回審査会)	第1部会で審議
R1.10.18 (第2回審査会)	第1部会で審議
R1.11.15 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁 護 士
片 木 晴 彦 (部会長)	広 島 大 学 大 学 院 法 務 研 究 科 教 授
ジ ョ ー ジ ・ R ・ ハ ラ ダ	広 島 経 済 大 学 経 済 学 部 教 授